

大学院学生旅費等補助事業実施要領

平成 25 年 4 月 10 日制定
平成 25 年 6 月 25 日改定
平成 26 年 6 月 11 日改定
平成 28 年 7 月 7 日改定
平成 29 年 2 月 23 日改定
平成 29 年 7 月 4 日改定
平成 30 年 1 月 22 日改定
平成 30 年 7 月 4 日改定
令和元年 7 月 3 日改定

趣 旨

近年、急速に発展する学術研究のどの分野においても、学会、シンポジウム、研究会などが年間を通じて頻繁に開催されている。このような中、勉学のみならず、研究にも従事する大学院学生にとって、自分の専攻分野の最新の学術情報を教員から間接的に得るだけではもはや不十分な時代になり、学会等に直接参加して情報を交換することが不可欠になっている。

しかし、一方で大学院学生が各種研究会等の参加に必要な経費はますます増えており、経済的な理由から参加を見送らざるを得ない状況になっている。

このような状況を改善するため、研究会等への直接参加を助成する制度を設けることは極めて意義深いことと考えられる。このことによって、大学院学生の勉学・研究意欲の向上と優れた成果の創出が期待でき、ひいては大阪市立大学の発展に大きく寄与すると考えられる。

(事業の目的)

第 1 条

本事業は、大阪市立大学大学院学生の研究、または、その研究の成果発表を促進し、併せて大学院の発展に寄与することを目的とする。

(事業の内容)

第 2 条

本事業は、本学大学院学生が国内外で開催される (1) 学会、(2) シンポジウム、(3) 研究会、(4) 研究者交流、等における必要な経費の補助を行う。

(事業の対象者)

第 3 条

本事業の対象者は以下の (1) に該当するもの

- (1) 本学大学院に属する前期博士課程、修士課程、後期博士課程、博士課程、専門職学位課程の大学院学生（留学生を含む）で教育後援会会員およびその子弟である者

(事業の運用)

第 4 条

(補助額の上限)

- (1) 国内開催学会等は上限を 50,000 円、海外開催の学会等は上限を 100,000 円と定める。ただし、「参加のみ」の場合の補助額は「発表」の場合の半額とする。

(補助回数)

- (2) 学生一人当たり、原則として年 1 件を限度としてこれを補助する。

(補助の要件)

(3) 参加のみおよび研究者交流等の場合は必ず指導教員の推薦状が必要である。

(募集回数)

(4) 年間を通じて1回の募集とする。

(対象となる期間)

(5) 4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

ただし、募集期間終了後に学会・研究会での発表が決定された場合に限り、1月末までに追加申請することが出来るものとする。

(募集方法)

(6) 募集要項は、教育後援会ホームページに少なくとも応募期限日の半月以前に公表する。

(応募者の選考・採択)

(7) 応募者の選考・採択については、別に定める「大学院学生旅費等補助選考基準」による。

(補助事業の予算)

第5条

各年度の教育後援会定例評議員会において決定する。

(予算・決算の公表)

第6条

本事業の予算・決算の状況は、教育後援会決算書に記載して公表する。

(本事業に関わる諮問委員会)

第7条

(名称および構成)

(1) 本事業に関わる諮問委員会は大学院学生旅費等補助委員会と称する。

(2) 本委員会は会員の中から代表幹事の推薦に基づき常任幹事会で決定した委員によって構成する。

(委員長の選出)

(3) 大学院学生旅費等補助委員会の委員長は、教育後援会会則第8条付則に定めるように、代表幹事の推薦に基づき、常任幹事会で決定する。

(選考結果の公表)

(4) 採択者は申請時に付された受付番号を教育後援会ホームページに掲載する。

(選考過程の非公開)

(5) 選考過程は非公開とする。

(情報漏洩の禁止)

(6) 本委員会関係者は、選考過程を漏洩してはならない。また、教育後援会ホームページに公表されるまで選考結果を応募学生などに漏洩してはならない。

(申込みの様式)

第8条

教育後援会ホームページに掲載する「大学院学生旅費等補助」申請書フォーム(word形式)を用いる。

(研究発表等完了報告書提出及び補助金返還義務)

第 9 条

補助の採択決定を受けた大学院学生等は、学会、研究会等で研究成果を発表(参加のみを含む)した後、原則として、1ヶ月以内または既発表の場合は採択決定後1ヶ月以内に教育後援会ホームページ上の「研究発表等完了報告書」を提出しなければならない。なお、期限内に研究発表等完了報告書を提出しない場合は補助金の返還を求めるとともに、次年度の申請を受け付けない。

また申請額より確定額が少額になり、補助額が確定額を超過した場合は差額を返還すること。

(多重申請の原則禁止)

第 10 条

本補助に申請する大学院学生は、同一の研究発表に対する経費補助を他の組織の補助事業に二重に申請してはならない。ただし、申請経費が教育後援会の補助限度額を大きく超えるときは、総額を超えない範囲で別の補助をあわせて受けることができる。このときには指導教員による確認印を要する。

(前払いの請求)

第 11 条

補助の採択決定を受けた学生が、やむを得ぬ経済的理由により必要経費の事前調達が困難な場合は、別に定める申込み用紙を用いて学会等発表以前に前払いを受けることができる。ただし、発表学会等予稿集、学会等プログラムに当人の発表が行なわれることを示す資料の提出と共に、指導教員による確認の印を要する。

(規定の改廃)

第 12 条

本実施要領の改廃は、本委員会の提案に基づき代表幹事の承認を得て行う。

付則

本実施要領は、平成 25 年 4 月 10 日より実施する。

本実施要領は、平成 26 年 4 月 1 日より実施する。

本実施要領は、平成 26 年 6 月 11 日より実施する。

本実施要領は、平成 28 年 7 月 7 日より実施する。

本実施要領は、平成 29 年 2 月 23 日より実施する。

本実施要領は、平成 30 年 1 月 22 日より実施する。

本実施要領は、平成 30 年 7 月 4 日より実施する。

本実施要領は、令和元年 7 月 3 日より実施する。